

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	不正行為等による保険料等不払いに係る過料	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第29条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	☒ 設 定 ☐ 設定できない ☐ 基準を公開できない （1）偽りその他不正の行為により保険料の徴収を免れたとき。 （2）偽りその他不正の行為により一部負担金の徴収を免れたとき。 （3）偽りその他不正の行為により堺市国民健康保険条例第27条（虚偽の届出による過料）、第28条（文書の提出命令への不服従等に対する過料）に規定する過料を免れたとき。 上記の場合、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「金銭の納付を命じる」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	